

フィンテックの基礎知識

第6回（最終回） RegTech とは



デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

デロイト エクスポネンシャル 執行役員 荻生 泰之

銀行証券ユニット シニアコンサルタント
公認 AML スペシャリスト(CAMS) 佐藤 雄一

RegTech ソリューションの進化

ここ数年世界的な金融規制強化の煽りを受けて、金融サービスにおける規制対応についての技術発展が目覚ましい。FinTech とはブロックチェーンや人工知能、生体認証など最先端の技術要素を組み合わせ、送金や融資、資本調達などの金融サービスに大きな変革をもたらすものである。その中でも規制対応分野を補完する概念として「RegTech（レグテック）」がある。この「Regulation（規制）」と「Technology（技術）」を掛け合わせた RegTech は、近年の技術革新の大きな恩恵を受ける分野のひとつであり、当局規制に対する運営管理を効率化し、効果的に実行するソリューションと言える。

金融機関における規制対応は必須である一方、直接的な営業利益を生まないにも関わらず対応維持コストが年々増大している。特に顧客確認（Know Your Customer：KYC）は、たった一度確認を誤るだけで、規制当局より巨額の罰金を科せられてしまう。また、時代の変化に伴い改定される規制内容も年々複雑化かつクロスボーダー化が進んでいる。金融機関にとっては海外の法規制であるにも関わらず、「域外適用」として海外と同様の基準を求められてしまう。こうした規制のグローバル化に伴い、金融機関に求められる対応レ

ベルも必然的に高水準にならざるを得ない。





そこで RegTech は、大量の非構造化されたデータを活用し、コンプライアンス部門が規制に即した正しい決断を下せるようにするとともに、「業務プロセス効率の向上」「データ共有と統合の簡略化」「蓄積情報をベースとした新たな知見の発掘」「規制対応に特化した共通基盤」の領域で業務負荷の軽減を図る（図表1）。最終的には業務効率化を押し進めることで、金融規制対応の半自動化が目標となる。既存の金融機関のみならず、金融ビジネスへの新規参入を目論む FinTech 企業においても、RegTech の価値が高まっている。

顕在化した規制対応と新規事業の壁

規制に関する重要な論点として、RegTech ソリューションによって見出された新しい商品やサービスは、現状の法規制の中では提供できない場合が多く、新しい「ビジネスの土壌」を潰しかねない足枷となっていることがある。

従来、規制を遵守してきた金融業界においては、その規制によって既存の金融商品やサービスが守られ、過剰な競争にさらされることなくビジネスを行うことができた。その反面、規制を守るが故に新たな商品やサービス

図表 1 RegTech 対応領域

	<p>業務プロセス効率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部コンプライアンス検査など自動処理が可能なルールベースの業務や論理的な判断が伴うプロセス ・コンプライアンス調査に必要なデータ抽出やデータ品質確認など直観的な処理を自己学習により実行
	<p>データ共有と統合の簡略化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制要件に準拠したデータを関係部署と容易にデータ共有を図り、改ざんやデグレードのない広域かつ品質の高いデータを共有 ・正しい情報を即時に当局へ報告し、金融関係者間でデータを相互参照
	<p>データ蓄積情報をベースとした新たな知見の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リアルタイムでデータのモニタリングを行い、過去の判断記録を基にデータから自動で疑わしい取引を検知。グレーな取引を極限まで精緻化 ・リスク情報や行動分析から将来可能性のあるリスクを提示。未然に対応策を講じる
	<p>規制対応に特化した共通基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウド上にコンプライアンス上問題が生じた事象などを、安価で容易に情報公開することで報告時のシステム導入負担を軽減 ・KYC や AML (Anti-Money Laundering) に関する取引情報などよりセンシティブな情報を当局のみならず関係者間で共有し、金融機関全体で周知徹底を図る

(出所) デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 作成

を開拓しにくいという側面も抱えていた。RegTech は、単に業務効率化を図るだけではなく、近年の新しい革新的な技術を活用することで、今までは考えられなかった新しい発想で金融商品やサービスに対する付加価値を模索できるようになった。

例えば、金融における規制上の課題として「非対面取引における本人確認」や「送金時の顧客の本人確認に関する法律の齟齬」「P2P レンディングにおける借り手の保護」「貸金の通貨払いの原則」などが挙げられる。

1. 非対面取引における本人確認

犯罪収益移転防止法^(注1)は、資金移動業者による本人特定事項の確認方法として、非対面取引の場合には郵送での手続きが必要とされている。「既存の銀行口座情報の利用」や「公共料金の請求書による住居確認」など、郵送

以外にも本人確認ができる合理的な手段があるが、郵便による手続きが必要とされているため、インターネット上で手続きを完結できない。現行の規制がオンライン取引の利便性や利用者の増加を阻害しているのである。

2. 送金時の顧客の本人確認に関する法律の齟齬

金融サービスを提供する際に本人確認義務が生じる要件は、「犯罪収益移転防止法」「外為法」「国外送金等調書法」それぞれにおいて異なっている(図表2)。FinTech 企業にとっては、海外送金について、法律ごとに対応すべき事項が異なるため、業務が煩雑となり、負担となっている。新たなサービスを円滑に行うためには、関連法律上の要件を統一するなど、法整備の手当てが必要である。

(注1)「犯罪収益移転防止法 施行規則第5条または第6条」参照

図表2 送金時に顧客の本人確認の義務が生じる要件

対象法令	規制の概要
犯罪収益移転防止法	10万円相当額超の現金の受払いをするものが対象
外為法	10万円相当額超の外国送金等が対象 →現金の受払いの場合に限定されていない。
国外送金等調書法	国外送金等が対象 →現金の受払いの場合に限定されおらず、取引金額による限定もない。

(出所) KYC・AMLに関する法的論点の解説 (FinTech エコシステム研究会 第1回資料 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業)

3. P2P レンディングにおける借り手の保護

P2P レンディングについては、日本では匿名組合契約という形で、貸し手が仲介業者を通じて資金提供を行うスキームが一般的である。このスキームでは、貸し手から資金調達するために、仲介業者は、第二種金融商品取引業の登録が必要である。また、金融庁は、貸金業法の潜脱を防ぐ観点から、借り手が特定できる情報を匿名化することを求めており、信用リスクに対する情報を十分に取得できない懸念がある。

4. 貸金の通貨払いの原則

現行の労働基準法^(注2)では、賃金は通貨払いが原則であり、銀行口座や証券口座への着金が例外的に認められているのみで、資金移動業者の口座を通じた賃金支払いは認められていない。米国においては「ペイロールカード(給与支払い用プリペイドカード)」が普及^(注3)しており、外国人労働者を扱う人材派

遣事業者等に一定の需要がある。

また、資金移動業者で開設された口座への賃金支払いは、労働者に渡すべき賃金が資金移動業者に滞留することから出資法^(注4)の預り金の禁止事項に抵触する可能性がある。

規制当局も規制緩和へ本格化

国内外の規制当局も手をこまねているだけでなく、規制緩和に向けた取り組みとして、現行規制の影響を受けずに新しい商品やサービスの効果や問題点を検証できる環境を整えている。

英国の金融行為規制機構(FCA)は、実際の市場や顧客に対して先進的な商品やサービス、ビジネスモデルを実験する環境を「Regulatory Sandbox^(注5)」として提供している。認可が必要なサービスであっても、消費者へのコスト削減など明確な目的を持つ企業に対して、限られた数の顧客と期間の中で認可なしに実施することを認めている。

シンガポール金融管理局(MAS)でも同様に、「MAS FinTech Regulatory Sandbox^(注6)」として、既存の規制枠組みの中では実現や活用が難しいアイデアや技術を、一定の環境の中で検証できるようにしている。法的規制要件を満たしているか不明確な状況においては、FinTech企業が慎重になり過ぎ、新しい金融商品やサービスの導入自体を諦める可能性がある。そのため有望な革新技術が阻害されないよう明確な環境と期間を提示し、

(注2)「労働基準法24条1項 施行規則7条の2」参照

(注3)「<http://aitegroup.com/report/checkmate-us-payroll-card-programs-trump-paper-checks>」

(注4)「出資法2条」参照

(注5)「<https://www.fca.org.uk/firms/regulatory-sandbox>」

(注6)「<http://www.mas.gov.sg/Singapore-Financial-Centre/Smart-Financial-Centre/FinTech-Regulatory-Sandbox.aspx>」

FinTech 企業のコスト削減やテスト実行時間の短縮を可能にしている。MAS は、金融システムの全体的な安全性と健全性を維持するための適切な保障措置を行えるように取り組んでいる。

また、日本の金融庁でも、「未来投資戦略 2017^(注7)」において、FinTech に係る実証実験を容易化するための措置として「サンドボックス」制度の設立が提言されている。実証実験における監督対応上のリスク払拭を図るだけでなく、サンドボックス導入時の必要な措置については関係省庁と連携協力し、金融関係法令以外の障害であっても解決が図られるように窓口の設置に取り組むとされている。

KYC/AML 一元化に向けた取り組み

このように規制に対する金融機関の抱える課題が明確化され、規制当局による規制緩和の動きが加速することは、金融機関と規制当

局の両者だけでなく国家にとっても大きなメリットをもたらす。特に AML (Anti-Money Laundering) の分野は、高度化するマネーロンダリングの手口に 1 社単独で取り組むには事実上限界がある。大手金融機関の中には KYC/AML の高度化のため他社と協業する事例が見られる (図表 3)。こうした他業種に跨る KYC/AML 効率化の取組みは、メリットが及ぶ範囲は幅広く、顧客にとっては金融サービスへのアクセス向上、金融機関にとっては業務効率化、国家にとっては AML の高度化をもたらす。

また、こうした取組みの結果、技術上の壁を乗り越え、規制に対する手当を行うことができれば、トムソン・ロイター・マーケット株式会社とデロイト トーマツ コンサルティング合同会社が共同で発足した「FinTech エコシステム研究会 (KYC の一元化分科会)^(注8)」で提言されたような「KYC/AML の一元化」も実現される (図表 4)。例えば、

図表 3 KYC/AML の金融業界の取組み

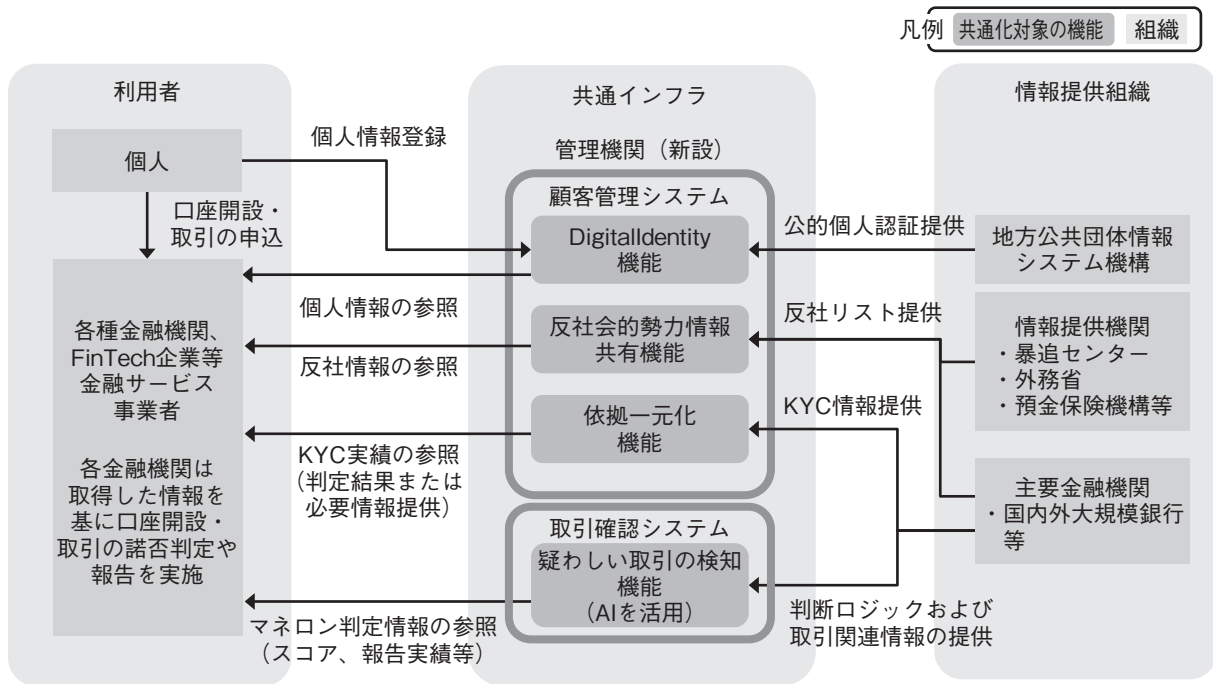
取組企業	内容
【銀行】 シティバンク (米) ドイツ銀行 (独) 等 4 行 【その他】 Markit (英国金融情報ベンダー) Genpact (GE 子会社)	・ 4 行から KYC・AML に必要なデータや文書を集約・共有することで、業務効率化や規制対応高度化を図るとともに、外部企業にも販売 (2014年)
【銀行】 ゴールドマンサックス (米) JP モルガン (米) 等 6 行 【その他】 DTCC (米国証券預託・清算会社)	・ 6 行から KYC・AML に必要なデータや文書を集約・共有することで、業務効率化や規制対応高度化を図るとともに、外部企業にも販売 (2014年)
【銀行】 DBS (シンガポール) OCBC (シンガポール) UOB (シンガポール)	・ シンガポールの 3 大銀行が共同して、データ共有化等を通じたマネーロンダリング対策に関する実証実験を開始 (2016年)
【銀行】 三菱東京 UFJ 銀行 (日) HSBC (英) OCBC (シンガポール)	・ 3 行が共同して、データ共有化等を通じたマネーロンダリング対策に関する実証実験をシンガポールで開始 (2016年) ・ AI や生体認証等の先端技術を活用する予定

(出所) デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 作成

(注 7)「http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf」

(注 8)「<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/about-deloitte/articles/news-releases/nr20170123.html>」

図表4 KYC/AMLの一元化イメージ



(出所) デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 作成

反社会的勢力情報やマネーロンダリング判定結果をブロックチェーンで一元的に管理し、業界内・業界間で共有することで、本人確認等口座開設時の業務効率化が可能になる。また、「Digital Identity」「反社会的勢力情報共有」「依拠一元化」「疑わしい取引の検知（AIを活用）」によって、AMLの高度化が実現できる。

1. Digital Identity

顧客は本人情報を予め顧客管理システムに登録しておき、各サービス提供事業者が顧客管理システムに本人情報を問合せることで、本人確認作業を省力化する。

2. 反社会的勢力情報共有

金融機関等が保有する反社会的勢力情報を顧客管理システムに予め集約しておき、サービス提供事業者は口座開設等のサービスを開

始するタイミングで顧客管理システムに問合わせること、反社会的勢力情報チェックにかかわる手間を省くとともに、参照情報の高度化を図る。

3. 依拠一元化

サービス提供事業者は、自社で本人確認を行う代わりに、金融機関や通信事業者が実施した本人確認の実績を利用することで、本人確認作業の省力化を図る。例えば、非対面取引について、利用者はサービス提供事業者が送付する転送不要郵便の受取時までサービスを利用できなかったものが、こうした機能を利用することで、郵便物の送付・受取が不要になるため、速やかに金融サービスを利用できることになる。

4. 疑わしい取引の検知（AIを活用）

金融機関等が保有するマネーロンダリング

判定実績を取引確認システムに予め集約し、送金等の取引が発生する都度、サービス提供事業者が同システムに問い合わせる。同システムはAI（人工知能）を活用して取引のマネーロンダリングリスクを返答することで、サービス提供事業者のマネーロンダリング判定を支援する。事業者単独では得られなかった情報により、マネーロンダリングの判定精度が向上し、業界全体のマネーロンダリング対策の底上げや日本の金融サービスに対する国際的信認の向上にも寄与することが期待される。

運営主体の舵取りが RegTech 発展の鍵

KYC/AML の一元化を実現するためには、データ共有を円滑化する法整備が必要となる。

センシティブな情報を扱うため、情報の範囲や利用方法については入念な検討が求められる。また、既存顧客の情報を一元化管理機関に提供する場合、新たに同意を得る必要がある（個人情報保護法）。KYC/AML 用途でのデータ提供・共有を法的に担保する等の法整備が必要となる。

さらに、反社会的勢力情報のソースや、内容には不確かさがあるため、一元化管理機関によるデータベース（ホワイトリスト・ブラックリスト）のメンテナンスも求められる。

このように RegTech を導入する金融機関が業務効率化を得るには、監督官庁や他の省庁、企業団体を巻き込んだ「エコシステム」としての取り組みが不可欠である。この業界全体の舵取り役を担う「運営主体の設立」が RegTech 発展に向けて極めて重要な存在であるといえる。